

各種公害法令の測定義務違反と罰則について

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）（抄）

（ばい煙の排出の制限）

第十三条 ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者（以下「ばい煙排出者」という。）は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

（指定ばい煙の排出の制限）

第十三条の二 特定工場等に設置されているばい煙発生施設において発生する指定ばい煙に係るばい煙排出者は、当該特定工場等に設置されているすべてのばい煙発生施設の排出口から大気中に排出される当該指定ばい煙の合計量が総量規制基準に適合しない指定ばい煙を排出してはならない。

（ばい煙量等の測定）

第十六条 ばい煙排出者は、環境省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

（罰則）

第三十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項又は第十三条の二第一項の規定に違反した者

1. 大気汚染防止法の制定時（昭和43年）

排出基準の遵守義務を課しているが、違反に対する罰則規定なし。

ばい煙の測定、記録の義務を課しており、未記録・虚偽記録に対する罰則規定あり。

測定義務を課すことにより、排出基準遵守の自主的な履行の確保を図る。

2. 大気汚染防止法の改訂時（昭和45年）

排出基準の遵守義務違反に対する罰則規定を設けることにより、大気汚染の状況の改善の徹底を図る。

測定義務違反に対する罰則規定を削除。

【大気汚染防止法の制定時（昭和43年）】

【「大気汚染防止法逐条メモ」（昭和43年5月、厚生省公害部・通商産業省立地公害部）からの抜粋】

第5条 排出基準の遵守義務

（趣旨）

- ・ 本条の義務違反に対し罰則の適用はしないが、本法はばい煙排出者がそのばい煙を測定すること（第15条）等により自主的に排出基準を遵守することを期待している。

第15条 ばい煙量等の測定

（趣旨）

- ・ ばい煙排出者に対し、その設置するばい煙発生施設から排出されるばい煙のばい煙量又はばい煙濃度の測定義務及びその結果の記録義務を課するものである。
- ・ ばい煙排出者にこのような義務を課することによって第6条の規定による排出基準の遵守義務の自主的な履行の確保を図るとともに、都道府県知事がばい煙の排出に関し本法に基づく措置を講ずる場合に役立てようとするものである。

（罰則）

- ・ 本条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者は、第35条の規定により3万円以下の罰金に処せられる。

【大気汚染防止法の改訂時（昭和45年）】

【第64国会「大気汚染防止法の一部を改正する法律案想定問答集」（昭和45年12月、厚生省公害部・通商産業省公害部）からの抜粋】

（問）第13条の排出制限の規定を設けた理由如何（直罰を採用した理由如何）

（答）現行法は、ばい煙についての排出基準を定め、その遵守を義務づけることによって大気汚染の防止を図っているが、排出基準の遵守義務について直罰を定めず、改善命令等によりその実効性を担保することとなっているが、今日の大気汚染の状況の改善は、もはや改善命令による改善をまつまでもなく、ばい煙の排出制限（排出基準に適合しないばい煙の排出禁止）を定め、この違反者にはただちに罰則の適用をもって臨むことにより未然防止の徹底を図る必要がある。

【「逐条解説大気汚染防止法」（環境庁大気保全局監修、大気汚染防止法令研究会編著、昭和59年6月からの抜粋）】

第16条 ばい煙量等の測定

- ・ 本条違反については、旧法の下では罰則が課せられていたが、昭和45年12月の改正により、本条による罰則規定は削除された。
- ・ これは法第13条及び第33条の2の規定によるいわゆる直罰制の導入の結果、罰則をもってその履行の強制をすることは法理論上から適当でなく、仮に強制したとしても直罰規定との関連でその実効性に問題があるためである。

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）（抄）

（排出水の排出の制限）

第十二条 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

（総量規制基準の遵守義務）

第十二条の二 指定地域内事業場の設置者は、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準を遵守しなければならない。

（排出水の汚染状態の測定等）

第十四条 排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

3 前項の指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出なければならない。届出に係る測定手法を変更するときも、同様とする。

（罰則）

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項の規定に違反した者

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

三 第十四条第二項の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

1. 旧工場排水規制法の制定時

計画変更命令、改善命令に対する違反への罰則は存在したが、水質（排水）基準の遵守義務違反に対する罰則規定は設定されていない。

測定記録義務違反、または虚偽の記録に対する罰則あり。

2. 水質汚濁防止法の制定時（昭和45年、総量規制導入は昭和53年）

計画変更命令、改善命令等に対する違反への罰則に加え、排水基準の遵守義務違反に対する罰則規定（直罰）を設けることにより、水質汚染の状況の改善の徹底を図る。

測定義務違反に対する罰則規定は置かなかった。

総量規制基準については記録義務違反、または虚偽の記録に対する罰則あるが、総量規制基準違反に対する直罰は無し。

水質汚濁防止法逐条解説（p279～）

排出水の汚染状態の測定及びその結果の記録・・・

旧工場排水規制法においても同様であり、しかも、その違反には罰金が科されることとされていたが、本法においては、単に訓示規定としてとどめている。これは、本法においては直罰規定が導入されたので、排出水を排出する者は当然その汚染状態を測定することになり、あえてこれを罰則を伴う規定として定める必要がなくなったからである。その意味で、この規定は念のための規定といえる。

環境省通知

環水管第12号（昭和46年7月31日）環境事務次官通知（各都道府県へ）

水質汚濁防止法の施行について

6．排出水の汚染状態の測定等（1）ア

排出水を排出する者は、その汚染状態を測定し、結果を記録しておかなくてはならない。直罰規定の導入によって排出水を排出する者は常にその排出水の汚染状態について注意する実質上の義務を負うことになるが、旧工場排水規制法においては、排出水の汚染状態の測定及び結果の記録を義務づけているので、本法においても重ねて規定したものである。ただ、本法においては、上述の理由によりこれを訓令規定にとどめている。

「訓令規定」・・・「しておかなければならない」とあるが、汚染状態の測定及びその結果の記録をしなくても罰則の規定はない。いわゆる訓令規定である。（逐条解説p282）

水質汚濁防止法逐条解説（p262）

総量規制基準は、指定地域内事業場全体を単位として1日当たりの汚濁負荷量の許容限度として定められており、その違反事実を確認するには、任意の排水口における瞬時の濃度測定で足りる従来の排水基準の方式と異なって、指定地域内事業場全体の排水量及びその汚染状態を一日中継続して測定しなければならないが、これを事業者以外の者が行うことは實際上困難である考えられること。（違反確認の困難性）

総量規制基準の遵守を強制するための措置として、排出水の排水系統別の汚染状態及び量の届出、事前措置命令、改善措置命令等を規定し、事業者の測定データ、立入検査等により必要な措置が採れるようになっている。

ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）（抄）

（排出の制限）

第二十条 排出ガスを排出し、又は排出水を排出する者（以下「排出者」という。）は、当該排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量が、大気基準適用施設にあっては排出ガスの排出口、水質基準対象施設にあっては当該水質基準対象施設を設置している水質基準適用事業場の排水口において、排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を排出してはならない。

（設置者による測定）

第二十八条 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、毎年一回以上で政令で定める回数、政令で定めるところにより、大気基準適用施設にあっては当該大気基準適用施設から排出される排出ガス、水質基準適用事業場にあっては当該水質基準適用事業場から排出される排水につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行わなければならない。

- 2 廃棄物焼却炉である特定施設に係る前項の測定を行う場合においては、併せて、その排出する集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻につき、政令で定めるところにより、そのダイオキシン類による汚染の状況について、測定を行わなければならない。
- 3 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、前二項の規定により測定を行ったときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告を受けた第一項及び第二項の測定の結果を公表するものとする。

（罰則）

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定に違反した者

測定義務に対する罰則なし。測定・報告義務は排出制限違反の発動の前提として機能。

「ダイオキシン類が、測った場合に非常に誤差が大きい、幅が大きい物質であるという特殊性に着目して、まず最初の違反行為、・・・一般的には事業者自らが測って超えているということが想定されますが、それがわかりますと、3月以内に今度は都道府県知事が立ち入り検査をして、・・・そこで都道府県知事が測って、それで基準に適合しない場合には違反ということで告発ができるということです。したがって、事業者の測定義務が重要であり、かつ、その結果報告について余り間をおくと、この規定が働かなくなるということがあり、そういう意味で測定結果について極力速やかに報告いただくことが必要。